

職員の給与に関する条例改正概要

1 条例改正に向けた対応

職員組合との労使交渉を経て、当町の給与について人事院勧告に基づき、改正していくもの。

2 給与改定人事院勧告の内容

(1) 期末・勤勉手当

- 民間のボーナス支給割合との均衡を図るため、年間支給月を 0.05 月分減額
- 民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

【職員 年間 4.50 か月分⇒4.45 か月分】

年 度	6 月 期	1 2 月 期
令和 2 年度 期末手当 勤勉手当	1.30 月 (支給済) 0.95 月 (支給済)	1.25 月 (現行 1.30 月) 0.95 月 (改定なし)
令和 3 年度 期末手当 勤勉手当	1.275 月 0.95 月	1.275 月 0.95 月

(2) 実施時期

令和 2 年度 1 2 月期の期末手当に、0.05 月分の減額を反映させる。